

第5分科会（啓 発）

「教育課程編成と学校会計」の課題

～公費・私費負担区分の試み～

研修委員会担当

会 場：(喜多方プラザ大ホール)

研究責任者	国見町立森江野小学校 主 査 熊 谷 洋 子
発 表 者	福島地区小中学校事務研究協議会 学校予算グループ 川俣町立山木屋小学校 主 査 阿 部 靖 彦
司 会 者	福島市立清水中学校 主 査 渡 邊 久美子 南郷村立南郷第一小学校 主 査 若 林 和 徳
指導助言者	福島大学教育学部附属 教育実践総合センター 助 授 宮 前 貢 様
記 録 者	下郷町立下郷中学校 副 主 査 佐 藤 広 美 下郷町立旭田小学校 主 事 松 澤 美 雪

「教育課程編成と学校会計」の課題

～ 公費・私費負担区分の試み～

福島地区小中養護学校事務研究会

学校会計研究グループ 阿部靖彦

1 はじめに 第24回棚倉大会発表 その後

第24回棚倉大会で「情報公開と学校会計」というテーマで報告をしてから、学校会計をめぐる私的流用事件の報道が相次いだ。これらの事件で明らかになったことは、校内でのチェック機能が十分でなかったことや会計担当者任せの事務処理が行われていたことなど、「ずさん」と指摘されても仕方がない、現状の学校会計システムの本質的欠陥である。しかも、その欠陥は事件がおきた学校だけではなく、多くの学校に共通していることが、深刻な問題提起となっている。

福島地区事務研研究部は、1996年度（平成8年度）から情報公開時代の学校会計のあり方をテーマに研究を進めてきた。しかし、棚倉大会でも報告したように、研究成果が地区全体に十分に定着しているとは言いがたい。さらに、県教委の学校会計適正化の通知や調査が行われている状況でも学校会計の見直しは遅滞として進まない。

一方学校は、特色ある教育、学校づくりが求められており、それは、教育課程編成を保障する学校会計の予算編成が求められている事を意味している。しかし、特色ある学校経営に対応した公費の保障は十分ではなく、特色ある学校経営を進めようとするれば、私費に頼らざるを得ない現実がある。このことは、学校運営経費の45%以上を保護者の負担に依存している福島市内の学校では、より深刻な問題である。

なぜ、学校会計の見直しが進まないのか。何時しかこのことが、最大の「研究課題」になっていた。

今回の報告は、棚倉大会の分科会での議論を踏まえ、その後の福島地区事務研研究部の取り組みを「学校会計ハンドブック」作成を中心に報告し、教育課程編成を財政的に保障する学校会計の課題を明らかにしたいと考えている。報告内容は、次の3点である。

- 1 地区事務研全体の研究にするための研究組織としての試み
- 2 学校会計見直しの指針「学校会計ハンドブック」作成の試み
- 3 公費・私費負担区分の試みとしての学級費の見直し（2校）

2 変える、変わる 理想を掲げて妥協する

研究組織としての試み

各学校での学校会計見直しの実践が進まないのはなぜだろうと悩んでいたとき、仮説実験授業の板倉さんの「理想を掲げて妥協する」という言葉に出会った。板倉さんによれば、多くの人は理想が実現できないと妥協を嫌うあまり、理想を捨てる、忘れる道を選ぶそうだ。正しいことは受け入れられるはずだという思い込みが、受け入れられなかったときに、大きな失望感とあきらめにつながる。

この6年間研究部は、学校会計の理想的な姿ばかりを追い求め、実践の手立てを示さずに事務研会員の「やる気」ばかりに頼ってきたのではないかと反省した。

研究部のキーワードを「変える、変わる 理想を掲げて妥協する」に決定し、妥協に妥協を重ねるが、あきらめずに理想を実現する時をうかがい、それを実現するという方針を確認した。

2002年度（平成14年度）には、学校会計を具体的に見直す手立てを示すためのマニュアル、学校会計ハンドブックの作成を中心に研究部として次のような取り組みを行った。

地区事務研全体の研究をめざすため、学校会計ハンドブックの原稿の検討や学校会計の身近な話題を中心に方部ごとの研究会を開催し、各校の実態に応じた検討を加えた。また、研究経過報告のため「研究部だより」を発行した。

飯館村長 菅野典雄さんを地区事務研全体研修会に招き、情報公開と学校会計について研究部長と対談をおこなった。また、校長会との学校会計についての話し合いを模索した。

何か新しいことを試みたとき、失敗はつきもの。失敗したことやうまくいかないことも報告できる雰囲気を作るため、会員の失敗談や「うまくいかない体験」の発表をおこなった。

3 学校会計見直し実践報告

(1) 学校会計ハンドブックの作成

情報公開の時代といわれ、学校の説明責任が問われてきている。また、保護者負担経費の軽減ということも言われている。さらに校内における金銭事故の増加により、県教委からも学校経理事務の適正化に関する通知が出され、よりの確な執行が求められている。しかし、学校ではそれらの現実を真摯に受け止めながらも、職員の学校会計への意識や、現金管理の体制は大きく変わらずにいる。その原因として、学校の中にはいくつも会計が存在する上、会計ごとに担当者も異なるため、どの会計がどういう状態にあり、どう変えればよいのかわからないことがあげられる。そこで、学校会計改善の指針となる「学校会計ハンドブック」を作成することとした。

このハンドブックの作成に当たり、これまでの研究成果を活用させていただいた。

（東京都教育庁発行「学校徴収金会計事務マニュアル」第25回相馬大会田村地区発表「学校の自主性・自律性の確立への対応」等）

学校会計ハンドブックの内容は次のとおりである。

第1部 学校会計ガイドライン A4版 5ページ

1 公費と私費（学校会計の種別、学校徴収金、団体会計）、2 情報公開と学校会計、3 学校会計をめぐる現状の問題点、4 改善の方向性、5 会計事務処理の適正化

情報公開時代の学校会計ガイドラインとして1997年度（平成9年度）に研究部が作成したものを見直した。学校会計をめぐる大きな意識変革の必要性や学校会計の問題点をどうとらえるのか、また、その改善の方向性を示している。

この部分は、学校会計を考える上での理論編とも言える。この後に、実践編として「学校会計処理マニュアル」、資料編として「学校会計処理マニュアル例」「様式集」を加えた構成としている。

第2部 会計チェックリスト A4版 17ページ（研究集録に掲載）

各学校の学校会計処理の何が問題となっているか。現状と課題を自覚する手立てとして、チェックリストを作成した。収入、支出、会計簿、決算書などの項目を分けたことによって、問題点がどこにあるのかが明確になり、改善策を立てやすくしている。チェックの結果から、見直しを進めていくための「つぼ」をアドバイスしている。

また、イラスト入りのチェックリストや、点数制を取り入れたことにより、取り掛かりにくい問題に、挑戦してみようという気持ちにさせる工夫を取り入れている。ただし、点数には根拠がないので目安程度に考えてほしい。

第3部 学校会計処理マニュアル A4版 14ページ

1 学校予算編成の方法、2 保護者へのお願い（お知らせ）と説明（提案）並びに決定まで、3 基本的な会計の流れ、4 支出事務の処理方法、一般的な支出事務、前渡金による支出事務、小口現金

による支出事務、5 会計帳簿等の記入方法、6 会計決算の方法、7 会計監査の方法

校内の会計処理規定を作成するための、あるいは改善していくための参考となるよう、会計処理のながれに沿って説明できるマニュアルを作成した。

すでに作成されている学校会計に関するマニュアルを収集し、県内の地区事務研究会などで作成されたものを参考に、地区の実情に合ったものに検討しなおした。

第4部 公費・私費の負担区分例 A4版 15ページ

予算編成や執行・監査の際に重要となる負担区分は、市町村の財政事情だけでなく、各学校の意識により大幅に変わってくる。一定の区分を示すことにより保護者負担軽減をめざした。また、各学校で実情に合わせて参考にできるように、一つの例だけでなく、複数の一覧表の例を示した。特に第25回相馬大会の田村地区の研究を参考とさせていただいた。

第5部 学校会計処理マニュアル例 A4版 4ページ

実際に校内で使われている「本校における会計の取り扱いについて」を示すことにより、ニーズに合わせて利用できるようにした。

第6部 様式集 A4版 31ページ

予算編成資料の作成について、年間管理部運営組織表、学校総合予算一覧表、学校総合予算起案者・会計担当者一覧表、集金のお知らせ、収入承認書、支出承認書、前渡資金精算書、転出入に伴う諸会計の精算について、物品購入・支出伺い書、予算書、学級会計簿記入例、学級会計報告書、保護者による学級費の会計監査、引継書など。

(2) 学校に現金を置かない原則から小口現金制度・前渡金制度の導入へ

県教委は、盗難防止などのため学校には現金を置かないように指導している。しかし、実際にはさまざまな理由により、一時的に学校で現金を保管している場合がある。また、学級費など学級担任が立替払いしている実態もあり、学校会計ハンドブック作成の過程で課題になった。

この問題を解決するために東京都教育庁発行の会計事務マニュアルを参考に「小口現金制度」や「前渡金制度」を学校会計ハンドブックで紹介した。

小口現金制度は少額の支払いに充てるために、一定額の現金で保管しておく制度で、学校として「小口現金制度を導入する」旨の文書による意思決定が必要である。

(3) 公費・私費負担区分の試み

学級費会計監査までのドキュメント(12学級の小学校の場合)

学級費の保護者による監査準備は、公費・私費の負担区分の必要性や学級ごとの購入物品の購入基準がない事が明らかになった。

4月24日 職員会で学級費・学年会計事務について公費に準じて取り扱うことや通帳と会計簿の月日を合致させることなどを周知

5月20日 県教委通知「学校経理事務の適正化及び教職員の服務規律の徹底について」收受

5月24日 校長との話し合い

(通帳名義の変更・支出調書の作成・保護者監査の実施を確認)

5月25日 職員会で変更点の説明

(計画的な購入・計画的な支払い・保護者に説明できる予算執行について)

7月27日 第1学期会計簿点検

12月13日 校長との話し合い(前年度の決算から執行上の問題点を洗い出した)

12月27日 第2学期会計簿点検

2月13日 校長との話し合い

・各学年間で統一がとれていない(水槽・書写半紙・写真代・ファイル等)

- ・公費で支出すべき事務用品が学級費で購入されていた
- ・教科指導の材料費も公費の予算不足から私費負担になっている
- ・同一物品が業者によって価格が違う

2月16日 職員に監査実施要項説明（監査ポイント・帳簿記入注意事項）

2月20日 監査依頼文書（PTA理事会で監査の趣旨を説明し、学級委員に任命）

3月14日 学級費の監査を実施

4月23日 職員会で「会計事務の手引き」「公費・私費負担区分一覧表」の説明

「学級費徴収の目的や何を購入するか」「公費と私費の負担区分・ガイドラインの必要性」

「学校全体の会計や教科材料費の把握ができない」等の問題点が浮き彫りになった。

学級費の一括処理と積立金化（6学級の小学校の場合）

20年ぶりに6学級の小規模の小学校に勤務する事になって、大規模校では不可能な、学校会計全体が見通せる位置にいることを実感した。小規模校の特性を活かして、次のような学校会計の見直しをおこなった。

ア 事務量も少ないし、事務職員に会計処理を集中させたほうが効率的と考えて、分散していた会計の担当者を事務職員に集中させた。

イ 各学年に分散していた学級費を一本化し、事務職員が一括処理し、学級担任が購入・支出伺いにより執行することにした。また、3,000円の小口現金制度を導入した。

ウ 教材費や学級費の一部等は、積立金会計として年度当初に概算予算を立て、金額が確定した段階で精算する方式に変更した。学級でのその都度の集金を極力減らした。

積立金は、児童が個人負担する経費のうち、教材・教具や実習材料費の購入や学校行事に必要な経費など。

4 課題 研究集録に書ききれないホンネトークをするために

(1) 当たり前のこと

ある教育委員会関係者から、学校会計ハンドブックについて「会計処理としては当たり前のことをまとめたもの」ではないか、と痛烈な批判をいただいた。まさに学校会計をめぐる問題の本質がここにある。会計処理としては当たり前のことを私たちは「研究」と称していたことになる。

また、私たちの職務の中で法や条例・規則等の法的根拠を持たないのは、およそ学校会計（学校徴収金など）だけではないか。たとえ徴収金額の決定や会計処理の方法が、校内の会計処理規定等に基づいて行われていても、それは校内の申し合わせ程度のもので、法的根拠としては説得力に乏しい。もともと根拠のない徴収金額を見直す根拠もまたない。それ故、見直しが難しいのではないか。

(2) 「意識改革」という研究手法に誤りはなかったか

学校会計に関する「意識改革」をキーワードに研究を進めてきた。会員の意識改革、教職員の意識改革など、さまざまな試みを行ってきたが、思ったようには意識改革が進んではいない。

学校会計の改善が進まないのは、意識改革をして学校会計を改善するという研究手法に誤りがあったのではないかと考えている。意識に左右されない会計システムの確立が、意識を規定することになる。

(3) 教育課程編成を保障する学校会計へ

これまでの研究は、教育過程編成を保障する総合的な予算編成の前段階である。ようやく私たちは、学校会計研究の端緒にたどり着いた。